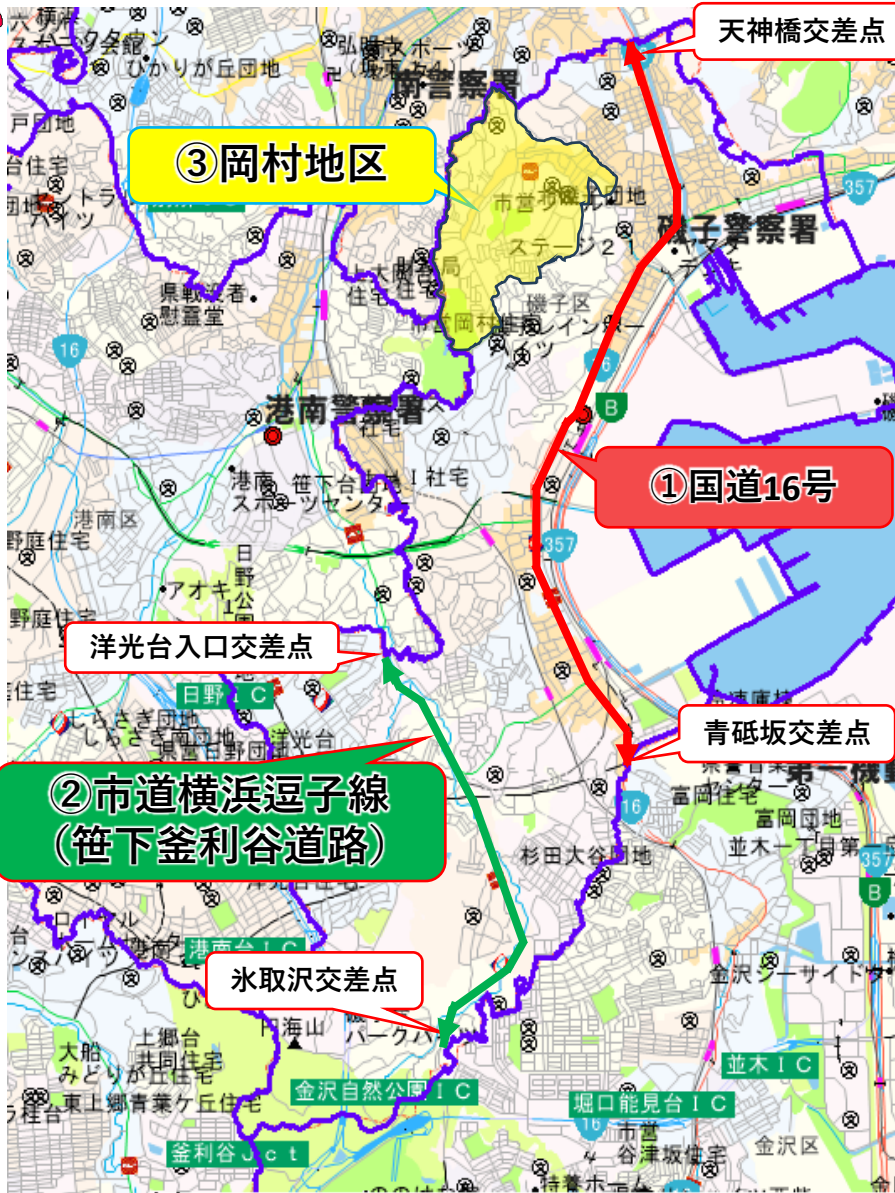




令和8年自転車指導啓発重点地区・路線



磯子警察署



- 磯子区内でよく見られる自転車利用者の違反形態**
- 歩道で徐行や一時停止をしない
 - 信号無視
 - 一時不停止
 - 通行区分違反

自転車運転の心構え

- 1 信号や標識、路面標示に従いましょう。
- 2 「止まれ」では、**確実な一旦停止を**。
- 3 車道は**左側**を通行しましょう。(歩道は例外、歩行者優先)
- 4 歩道では**すぐに止まれる速度**で**車道側**を通行しましょう。
- 5 **ヘルメットを着用**しましょう。
- 6 **ながら運転**はやめましょう。
- 7 **飲酒運転**はやめましょう。

～お願い～

磯子区内では、通勤通学や保育園等への送迎で自転車を利用する方への自転車のルール違反・マナー違反に対する苦情や相談が増加しています。

ゆっくり走っているつもりでも歩行者から見た自転車はとても速く感じ、歩行者を縫うように走れば危険と感じます。

歩行者優先を心掛けましょう。



(c)2025 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

①国道16号
【選定理由】

- ・幹線道路となるため交通量が多く、自転車の利用者も多い。
- ・歩道幅員が確保できている一部（八幡橋交差点から磯子消防署前まで）区間のみ自転車通行可としているが、歩行者に道を譲らない歩道を走行する自転車に対する取締りの要望がある。

②市道横浜逗子線（通称：笹下釜利谷道路）
【選定理由】

- ・洋光台入口交差点から栗木交差点までの区間が、片側1車線道路で幅員が狭いため。
- ・歩道幅員が十分でないことから、自転車が車道を通行する事も多く、自動車と自転車の事故が危惧される。

③岡村地区
【選定理由】

- ・岡村地区の道路は幅員が狭く、通勤通学で自転車利用している会社員や学生が多いため。
- ・令和7年の磯子区の町名別で自転車に関わる事故件数が多い地区のため。

☆交通ルールを守り安全に自転車に乗りましょう☆

